

## 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A（追加-1）

2023.4.25

CISTEC 制度専門委員会 事務局

CISTEC 制度専門委員会では、みなし輸出規制に関して、一昨年 11 月のパブリックコメントにて意見を提出し、経済産業省より回答を得ているところである。

◎CISTEC 関係委員会提出のパブリックコメントに対する経済産業省回答結果(21.11.22)

[https://www.cistec.or.jp/service/zdata\\_gaitame\\_kaisei2019/20211122.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20211122.pdf)

その後、同委員会事務局にて追加的に QA を作成し CISTEC ジャーナル 2022 年 7 月号に掲載させて頂いた。

[https://www.cistec.or.jp/journal/data/2207/01\\_yusyutukanri\\_news01.pdf](https://www.cistec.or.jp/journal/data/2207/01_yusyutukanri_news01.pdf)

今般、下記の通り新規 QA を作成し、経済産業省の確認を得たので紹介する。

### 1. 誓約書の保存期間について

Q：誓約書の保存期間について、定めはありますか？

A：当該誓約書で確認された特定類型該当性により、以下のようになります。

#### 1. 誓約書により特定類型該当であると確認された場合

特定類型該当者への技術提供は、輸出管理対象となるため、その特定類型該当性を確認した誓約書は当該技術提供に関する文書等の一部として、通常兵器に関する技術提供であれば提供時点から 5 年、大量破壊兵器等に関する技術提供であれば提供時点から 7 年の保存義務（努力義務）となります。なお、対象者への技術提供が続くのであれば、それが見込まれる期間（例えば、退職するまで）保存しておくことが望ましいです。

#### 2. 誓約書により特定類型非該当であると確認された場合

特定類型非該当者への技術提供は、輸出管理の対象外となるため、特定類型非該当であると確認した誓約書の法的な保存義務はありません。ただし、企業のリスクマネジメントとして、特定類型非該当者と確認をしたエビデンス書類として誓約書を示せるよう、技術提供が見込まれる期間の保存が推奨されます。

参考：「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A(令和 4 年 4 月 14 日改訂) QA27

安全保障貿易管理ガイダンス [入門編] 第二版（企業等用） P51

2. 特定類型①の除外規定（ロ）に該当する海外孫会社の条件

Q：役務通達において「グループ外国法人等」は、「当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人等により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等」と定義されています。

本邦法人A社がX国の外国法人等B社の議決権を50%保有し、B社がY国の外国法人等C社の議決権を50%保有する場合、A社はC社の議決権を50%間接保有していると考えればよいでしょうか。

A：ご理解のとおりです。

参考：「パブリックコメントでいただいたご質問・ご意見への回答」No.178を一部修正

**【経済産業省 参考資料】**

- ◎「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A(令和4.4.14改訂)  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/minashi/minashiqa3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqa3.pdf)
- ◎「パブリックコメントでいただいたご質問・ご意見への回答」(令和3.11.18)  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000227009>
- ◎安全保障貿易管理ガイダンス [入門編] 第二版 (企業等用)  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance.pdf>
- ◎安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第四版  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukari03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukari03.pdf)

**【CISTEC 参考資料】**

- ◎経済産業省が公表した「みなし輸出」管理規制のポイント (改訂版) (2021.12.02)  
[https://www.cistec.or.jp/service/zdata\\_gaitame\\_kaisei2019/20211202-point.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20211202-point.pdf)
- ◎参考 経済産業省が公表した「みなし輸出」管理規制案のポイント (該当条項等の注釈付き) (改訂版) (2021.12.06)  
[https://www.cistec.or.jp/service/zdata\\_gaitame\\_kaisei2019/20211206sanko.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20211206sanko.pdf)
- ◎経済産業省による解説「外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について ―パブコメ回答を踏まえた解説―」(CISTEC ジャーナル 2021年11月号所収記事) (2021.11.30)  
[https://www.cistec.or.jp/service/zdata\\_gaitame\\_kaisei2019/cj2111-02\\_tokusyuu01.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/cj2111-02_tokusyuu01.pdf)
- ◎「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A (追加) (2022.06.24)  
[https://www.cistec.or.jp/service/zdata\\_gaitame\\_kaisei2019/20220624.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20220624.pdf)